

雇児保発 1009 第 1 号  
平成 27 年 10 月 9 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長

保育士・保育所支援センター等における人材バンク機能を活用した  
潜在保育士の把握と継続的な復職支援について

標記について、「保育士・保育所支援センター設置運営事業の実施について」（平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 13 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」の 3 の③によりお示ししているところであるが、その実施に当たり、別紙「保育士・保育所支援センター等における離職保育士届出勧奨実施要領」を定めたので、保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）を設置している自治体（設置予定の自治体も含む。）におかれては、本事業を積極的に実施されたい。

また、支援センターを設置していない自治体におかれても、本事業は保育士確保の観点からも効果が期待されることから、当該支援センターの設置の有無にかかわらず、都道府県において直接実施するなど、積極的に取り組まれない。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
保育課 保育士対策係  
TEL :03-5253-1111（内線 7958）  
FAX :03-3595-2674

## 別紙

### 保育士・保育所支援センター等における離職保育士届出勧奨実施要領

#### 1 概要

保育士の確保を図るため、都道府県及び保育士・保育所支援センター（以下「支援センター等」という。）が離職保育士を把握するとともに、離職保育士に対し、再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等以下の業務を行うことにより、当該離職保育士の潜在化を防止し、円滑な復職支援を推進することを目的とする。

- ① 保育所等に対する離職保育士による支援センター等への届出勧奨
- ② 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理
- ③ 離職保育士に対する郵送等による再就職希望状況等の現況確認
- ④ 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

#### 2 具体的な業務内容及び方法等

##### （1）保育所等に対する離職保育士による支援センター等への届出勧奨

###### ① 保育所等への働きかけ

支援センター等は、離職保育士の情報について支援センター等への届出を推進するため、管内保育所等に対し、支援センター等についての周知・理解を図り、保育所等を通じて届出を行うよう働きかけること。その際、離職保育士の支援センター等への届出は、保育所等にとっても保育士確保につながるものであることを十分に説明すること。

###### ② 保育関係団体への働きかけ

保育所等への周知・理解を図るに当たり、保育関係団体を通じて行うことも効果的であることから、支援センターを設置している自治体（設置予定の自治体も含む。以下「設置自治体」という。）と連携し、設置自治体管内の保育団体に対し、所属する保育所等への保育所等を通じた支援センター等への届出を行うよう働きかけてもらうこと。

###### ③ 離職保育士への働きかけ

多くの離職保育士の支援センター等への届出を推進するため、保育所等

や保育関係団体の協力の下、保育所等に勤務する保育士に対し、支援センター等による相談支援や就職あっせん等の役割や届出の必要性等について普及啓発を図ること。

## (2) 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理

### ① 届出された離職保育士の情報

離職保育士の現況の把握や再就職の希望の有無の把握、魅力のある保育所等の求人情報の提供などにより、迅速かつ効果的に再就職に結びつけていくため、できる限り多くの情報を届出するよう離職保育士に依頼すること。

#### 【届出を行う内容】

- ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・保育士登録番号 ・登録年月日
- ・電話番号 ・電子メールアドレス
- ・就業に関する状況（職歴など）

#### ※以下は任意事項

- ・再就職希望の有無 ・再就職に当たっての希望条件
- ・その他再就職に向けて有効な情報 など

### ② 届出された離職保育士の情報の管理

離職保育士から届出された情報について、「離職保育士名簿」を作成し、当該名簿を活用して情報発信等を行う。なお、当該名簿には、上記①の離職保育士の情報のほか、離職保育士への現況確認や就職案内を行った事跡等も登載できるようにすること。

## (3) 離職保育士に対する郵送等による再就職希望状況等の現況確認

### ① 離職保育士への現況確認方法

上記(2)の情報を活用し、離職保育士に対し定期的に現況確認を行う。具体的には、離職保育士へ郵送や電子メール等により、下記②に掲げる情報等についての聞き取りを行う。なお、聞き取りに当たっては、離職保育士本人にとっての負担を考慮し、できる限り簡潔に回答ができるよう、選択式による回答とするなど配慮するとともに、郵送確認を行う場合は返信用封筒を同封するなど費用負担が生じないようにすること。

### ② 離職保育士から聞き取る内容

離職保育士から聞き取る具体的な内容は以下のとおり。

- ・登録事項（氏名や住所、連絡先等）の変更の有無（予定を含む）

- ・ 保育所等への再就職希望の有無（予定を含む）
- ・ 再就職を希望する場合における希望条件 など

③ 聞き取った内容の名簿への登載

上記①により離職保育士から確認後、速やかに「離職保育士名簿」にその情報を登載すること。

(4) 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

① 上記(2)及び(3)により整理した「離職保育士名簿」を活用し、保育所等の求人情報や、支援センター等及びハローワークが実施する就職相談会の案内、再就職に向けた実技研修の案内など、離職保育士が復職を希望しやすくするための効果的な情報発信を行うこと。

② 上記①の情報発信に当たっては、メールマガジンや郵送など、あらゆる手段により複合的に行うなど、より多くの離職保育士の目に留まるよう工夫すること。

### 3 留意事項

(1) 離職保育士から届け出られた個人情報（保育所等を通じて届け出られたものを含む）については、設置自治体における個人情報に係る取扱規定に基づき、適切に管理すること。

(2) 保育所等を通じて届出を行う場合については、保育所等に対し、支援センター等への届出や現況確認、情報発信に関して、離職保育士に対し十分に説明の上、同意を得るよう説明すること。

(3) 離職保育士の再就職支援を円滑に行うため、ハローワーク等に対し保育士求人の情報を求め、離職保育士へハローワークの利用勧奨をするなど、関係機関との連携を密にすること。

(4) この取組は、離職保育士だけではなく潜在保育士の再就職支援においても効果的であることから、当該取組を活用し、潜在保育士の掘り起こしを推進すること。

### 4 その他

離職保育士の届出や保育士確保に当たっては、市町村や保育関係団体等と連携を密にし、保育士確保に当たること。

事 務 連 絡  
平成 27 年 10 月 7 日

各都道府県保育士人材確保担当課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所等を離職した保育士に対する保育士・保育所支援センター等への積極的な届出勧奨等について

厚生労働省では、潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として保育所等に勤務していない者をいう。以下同じ。）に対する取組として、保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）による再就職支援を推進しています。

また、平成 27 年度から、保育所等を離職した保育士（以下「離職保育士」という。）の状況を把握し、円滑な復職支援を推進するため、支援センターに離職保育士の情報の届出を行うことで、定期的な現況確認を行うとともに、求人を行っている保育所に関する情報を発信するなど、再就職支援のための新たな取組を事業化したところです。その詳細については、「保育士・保育所支援センター等における人材バンク機能を活用した潜在保育士の把握と継続的な復職支援について」（平成 27 年 10 月 9 日雇児保発 1009 第 1 号雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士・保育所支援センター等における離職保育士届出勧奨実施要領」によりお示ししたところです。

この取組は、離職保育士の支援センター等への届出が必要不可欠であることから、別添事務連絡を貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に送付いただくとともに、所管する保育所等へ離職保育士の情報について支援センター等への積極的な届出勧奨を働きかけていただきますようお願いいたします。

また、「待機児童解消加速化プラン」による保育の受け皿の拡大に伴い、平成 28 年度に向けてますます保育士の確保が困難となる状況が見込まれることを踏まえ、下記を参照の上、積極的な保育士確保に努めていただきますよう、重ねてお願いいたします。

## 記

都道府県においては、管内保育所等において必要となる保育士を確保し、円滑に保育所等の運営が行えるよう、保育関係団体等の関係機関に働きかけを行うほか、以下による呼びかけを行うなど、積極的な保育士確保に努めていただきたい。

### (1) 公立保育所OG・OBへの呼びかけ

例えば、近年退職した公立保育所の園長などに支援センター等への届出について積極的に呼びかけること。

### (2) 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生への呼びかけ

指定保育士養成施設の卒業（予定）者であって保育所等に就職（内定）していない者の保育所等への就職促進を図るため、指定保育士養成施設に対し、卒業（予定）者に対し呼びかけるよう、働きかけを行うこと。

### (3) 保育士の確保が困難な状況にある保育所等への働きかけ

管内の市町村において、保育士の確保が困難な状況にある保育所等を把握している場合は、当該保育所等の情報について市町村、支援センター、ハローワーク等と連携し、積極的に求人充足に向けた取組を行うこと。

また、保育所等に対し、保育士の確保が困難な状況にある場合であって、支援センターやハローワークに求人登録をしていない場合は、速やかに求人登録を行うよう働きかけをすること。

### (4) その他

離職保育士の届出や保育士確保に当たり、当課より保育関係団体に対し、別途依頼を行っているので、保育関係団体と連携を密にし、保育士確保に当たること。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
保育課 保育士対策係  
TEL :03-5253-1111 (内線 7958)  
FAX :03-3595-2674

事 務 連 絡  
平成 27 年 10 月 7 日

各市町村保育担当課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所等を離職した保育士に対する保育士・保育所支援センター等への積極的な届出勧奨等について

厚生労働省では、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）により保育の受け皿の拡大を図る中、本年 1 月に公表した「保育士確保プラン」により、保育士確保に取り組んでいます。

このうち、潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として保育所等に勤務していない者をいう。以下同じ。）に対する取組として、保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）による再就職支援を行っているところですが、平成 27 年度から、保育所等を離職した保育士（以下「離職保育士」という。）の状況を把握し、円滑な復職支援を推進するため、支援センターに離職保育士の情報の届出を行うことで、定期的な現況確認を行うとともに、求人を行っている保育所等に関する情報を発信するなど、再就職支援のための新たな取組を事業化したところです。

この取組は、離職保育士の支援センター等への届出が必要不可欠であることから、貴市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、下記により、管内保育所等に対し、離職保育士の情報について支援センター等への積極的な届出勧奨を働きかけていただきますようお願いいたします。

また、加速化プランによる保育の受け皿の拡大に伴い、平成 28 年度に向けてますます保育士が不足する状況が見込まれることを踏まえ、下記を参照の上、積極的な保育士確保に努めていただきますよう、重ねてお願いいたします。

## 記

### 1 保育士・保育所支援センター等における離職保育士の届出勧奨について

支援センター等において、離職保育士に対し、再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等を行うことにより、当該離職保育士の潜在化を防止し、円滑な復職支援を推進することとしている。

については、市町村においては、以下により離職保育士や保育所等に対し支援センター等へ届出を行うよう働きかけを行うこと。

#### (1) 離職保育士情報の支援センター等への届出勧奨

##### ① 保育所等への働きかけ

市町村は、管内保育所等に対し、支援センター等についての周知・理解を図り、保育所等を通じて届出を行うよう働きかけを行うこと。その際、離職保育士の支援センター等への届出は、保育所等にとっても保育士確保につながるものであることを十分に説明すること

##### ② 保育関係団体への働きかけ

保育所等への周知・理解を図るに当たり、保育関係団体を通じて行うことも効果的であることから、支援センター等を設置する自治体（以下「設置自治体」という。）と連携し、設置自治体管内の保育関係団体に対し、所属する保育所等への働きかけを依頼すること。

##### ③ 離職保育士への働きかけ

多くの離職保育士の支援センター等への届出を推進するため、保育所等や保育関係団体の協力の下、離職保育士のほか、保育所等に勤務する保育士に対しても、支援センター等による相談支援や就職あっせん等の役割や登録の必要性等について広く周知すること。

#### (2) 離職保育士から届出された離職保育士の情報

離職保育士の現況や再就職の希望の有無の把握、魅力のある保育所等の求人情報の提供などにより、迅速かつ効果的に再就職に結びつけていくため、できる限り多くの情報を届出するよう離職保育士に働きかけを行うこと。

##### 【届出を行う内容】

- ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・保育士登録番号 ・登録年月日
- ・電話番号 ・電子メールアドレス ・就業に関する状況（職歴など）

※以下は任意事項

- ・再就職希望の有無
- ・再就職に当たっての希望条件
- ・その他再就職に向けて有効な情報 など

### (3) 留意事項

- ① 保育所等を通じて届出を行う場合については、保育所等に対し、支援センター等への届出や現況確認、情報発信に関して、離職保育士に対し十分に説明の上、同意を得るよう説明すること。
- ② この取組は、離職保育士だけではなく潜在保育士の再就職支援においても効果的であることから、当該取組を活用して潜在保育士の掘り起こしを推進すること。

## 2 保育所等における保育士確保のための各方面への働きかけ

市町村においては、管内保育所等において必要となる保育士を確保し、円滑に保育所運営が行えるよう、保育関係団体等の関係機関に働きかけを行うほか、以下による呼びかけ等を行うなど、積極的な保育士確保に努めること。

### (1) 公立保育所OG・OBへの呼びかけ

例えば、近年退職した公立保育所の園長などに、支援センター等への届出について積極的に呼びかけること。

### (2) 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生への呼びかけ

指定保育士養成施設の卒業（予定）者であって保育所等に就職（内定）していない者の保育所等への就職促進を図るため、指定保育士養成施設に対し、卒業（予定）者に対し呼びかけていただくよう、働きかけを行うこと。

### (3) 保育士の確保が困難な状況にある保育所等への働きかけ

市町村において、保育士の確保が困難な状況にある保育所等を把握している場合は、当該保育所等の情報について都道府県や支援センター、ハローワーク等と連携し、積極的に求人充足に向けた取組を行うこと。

また、管内保育所等に対し、保育士の確保が困難な状況にある場合であって、支援センター等やハローワークに求人登録をしていない場合は、速やかに求人登録を行うよう働きかけをすること。

### 3 その他

離職保育士の届出や保育士確保に当たり、当課より保育関係団体に対し、別途依頼を行っているので、都道府県や保育関係団体と連携を密にし、保育士確保に当たること。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
保育課 保育士対策係  
TEL :03-5253-1111 (内線 7958)  
FAX :03-3595-2674